

上田市職員の定年等に関する条例等の一部改正について

1 改正の趣旨

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が令和3年6月11日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、国家公務員に準じて、職員の定年の引上げ等に関して必要な事項を定めるほか、所要の改正を行う。

2 改正の背景

- 平成30年8月10日の人事院の意見の申出（定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出）を踏まえ、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）が令和3年6月11日に公布され、国家公務員について定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制及び情報提供・意思確認制度が新たに導入される。
- 地方公務員についても同様の措置を講ずるため、同日付で地方公務員法の一部を改正する法律が公布されたところである。
- 地方公務員の定年は、地方公務員法において、国家公務員の定年を基準として条例で定めることとされており、国家公務員の定年が令和5年度から2年に1歳ずつ65歳まで引き上げられることから、必要な条例改正等を行うものである。

3 条例案の概要

(1) 定年の段階的引上げ

令和5年度から令和13年度までの間において、職員の定年を60歳から65歳まで段階的に引き上げる。

		定年の段階的引上げ期間										65歳定年の完成	
年度		R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)
定年年齢		60	61	61	62	62	63	63	64	64	65	65	65
令和4年度末年齢	60歳 S37.4.2 ~S38.4.1生	60歳 定年退職	61歳 暫定再任用	62歳	63歳	64歳	65歳						
	59歳 S38.4.2 ~S39.4.1生	59歳 情報提供等	60歳 ①定年延長 ②依願退職	61歳 定年退職 定年前再任用 短時間	62歳 暫定再任用	63歳	64歳	65歳					
	58歳 S39.4.2 ~S40.4.1生	58歳	59歳 情報提供等	60歳 ①定年延長 ②依願退職	61歳 定年前再任用 短時間	62歳 定年退職	63歳 暫定再任用	64歳	65歳				
	57歳 S40.4.2 ~S41.4.1生	57歳	58歳	59歳 情報提供等	60歳 ①定年延長 ②依願退職	61歳 定年前再任用 短時間	62歳	63歳 定年退職	64歳 暫定再任用	65歳			
	56歳 S41.4.2 ~S42.4.1生	56歳	57歳	58歳	59歳 情報提供等	60歳 ①定年延長 ②依願退職	61歳 定年前再任用 短時間	62歳	63歳	64歳 定年退職	65歳 暫定再任用		
	55歳 S42.4.2 ~S43.4.1生	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳 情報提供等	60歳 ①定年延長 ②依願退職	61歳 定年前再任用 短時間	62歳	63歳	64歳	65歳 定年退職	
	54歳 S43.4.2 ~S44.4.1生	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳 情報提供等	60歳 ①定年延長 ②依願退職	61歳 定年前再任用 短時間	62歳	63歳	64歳	65歳 定年退職

(2) 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

管理監督職の職員について、原則として、60歳に達した日以後の最初の4月1日までに管理監督職以外の職に降任等する。

(3) 60歳を超える職員の給料水準

60歳を超える職員の給料月額は、当分の間、60歳時の7割水準とする。

(4) 定年前再任用短時間勤務制の導入

60歳に達した日以後に退職した職員について、定年引上げ後の定年退職日まで、本人の希望により短時間勤務の職に採用することができる。

(5) 暫定再任用制度

定年の段階的引上げ期間において、65歳に達する前に退職した職員について、65歳に達した日以後の最初の3月31日まで、再任用できるよう現行の再任用制度と同様の仕組みを講じる。

(6) 退職手当の算定

60歳を超えて退職した職員について、定年引上げ後の定年退職日の前に退職を選択した職員が不利とならないよう、当分の間、「自己都合」を理由とする退職の扱いとせず、「定年」を理由とする退職と同様に算定する。

(7) 情報提供・意思確認制度の導入

当分の間、職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供し、60歳以後の勤務の意思の確認に努める。

#### 4 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

# 条例案の概要 資料

令和4年11月22日  
記者会見資料  
商工観光部（商工課）  
武石地域自治センター（地域振興課）

上田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

上田市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

## 1 趣旨

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化又は過疎地域の持続的発展を図るため、指定した区域において、対象となる土地、建物等の取得等に対し、税制による支援措置（固定資産税の課税免除）を講じることから、条例を改正又は制定するもの

## 2 上田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

### (1) 改正の趣旨

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条に規定する地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）の改正が、令和3年4月1日付で施行されたことに伴い、固定資産税の課税免除の対象となる施設の設置期間を令和5年3月31日まで延長するもの※

※現在は、上田市、東御市、小県郡及び埴科郡坂城町の区域で計画した「長野県上田地域基本計画」の同意日から起算して5年が経過する日である令和4年12月21日までとなっている。

### (2) 施行期日 公布の日

## 3 上田市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

### (1) 制定の趣旨

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行され、武石地域が本年4月1日から一部過疎地域に指定されたことに伴い、武石地域の企業支援策として事業用の資産等の取得等に係る固定資産税の課税免除を行うため、新たに条例を制定するもの

### (2) 制定の背景

武石地域（旧武石村）は、過疎地域指定の要件である、①人口減少率が平成7年から令和2年までの25年間で23%以上であること、かつ、②財政力指数が全市平均0.64以下であること、の2つの要件を満たし、一部過疎地域に指定された。

それを受けて、当該地域における財政支援策を有効に活用するため、上田市過疎地域持続的発展計画を策定し、産業振興促進区域を定めた。

(3) 条例の内容

産業振興促進区域において、事業者の規模を考慮し、対象となる資産等を取得等した事業者に対して、取得価額に応じて最長3年間の固定資産税の課税免除を行う。

事業者の規模 (資本金)		5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象		機械・装置、建物・附属設備、 構築物の新增設、製作、改 修等に係る取得	機械・装置、建物・附属設備、 構築物の新增設に係る取得	
取得 価 額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等 販売業・ 情報サービス業等	500万円以上		

※地方税の減収分の75%は普通交付税で補填される。

(4) 施行期日

公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

なお、地方税の減収分の補填措置の終期である令和6年3月31日に条例は失効するものの、国において補填措置の終期が延長される場合には、条例が失効しないよう、都度、条例改正を上程してまいりたい。